

農地法の許可申請受付〆切日は毎月10日です。

潮来農委だより

第88号

発行者 潮来市農業委員会

編集者 広報委員会

TEL 63-1111

内線 270・272



令和8年5月27日 イモ苗植え体験学習 ー耕作放棄地解消事業ー

◆ 主な内容 ◆

- ◇令和8年度最適化活動の目標の設定 他…………… P. 2
- ◇農業委員会全体研修会報告、イモ苗植え体験学習…………… P. 3
- ◇遊休農地解消事例報告会 他…………… P. 4
- ◇農地転用のルールと手続き、農地パトロールについて… P. 5
- ◇農業委員会活動報告 他…………… P. 6

令和8年度最適化活動の目標の設定等

農林水産省経営局長からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき、下記のとおり「最適化活動の目標の設定等」を策定しましたので公表いたします。

1. 最適化活動の成果目標

①農地の集積（認定農業者等の担い手への集積）

現 状 (8年4月1日現在)	管内の農地面積(A) 2,040 ha	これまでの集積面積) 658.3 ha	集 積 率 32.3 %
目 標	今年度の新規集積面積 80ha 今年度末の集積面積 738.3ha (今年度末の集積率 36.2%)		

②遊休農地の解消

現 状 (8年4月1日現在)	1号遊休農地面積（再生可能な農地） 8.4ha
	緑区分の遊休農地面積（荒廃が進んでいない） 6.5ha
	黄区分の遊休農地面積（荒廃がやや進んでいる） 1.9ha
目 標	緑区分の遊休農地解消目標面積 1.6ha 黄区分の遊休農地については、解消に向けた工程表を今後策定する。

③新規参入の促進

新規参入の状況	令和7年度新規参入者数 1 経営体	新規参入者が取得した農地面積 0.8 ha
目 標	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	9.0 ha

2. 最適化活動の活動目標

①推進委員等が最適化活動を行う日数目標

一人当たりの活動日数	7 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数 12人
		農地利用最適化推進委員の人数 6人

②活動強化月間の設定目標

取組時期	取組事項	強化月間の内容
10 月	遊休農地の解消	農地パトロールを強化し、遊休農地の解消、発生防止に努める。
11 月	農地の集積	担い手農家を戸別訪問して、経営状況を把握し、農地中間管理事業を利用して農地の集約化・集団化に努める。
12 月	農地の集積	農地を貸したい意向のある農家を訪問し、農地中間管理事業を利用して担い手農家への農地の集積を推進する。

③新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回以上
---------------	-------

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

受付時間 (午前) 8時30分～12時
(午後) 1時～5時
(締切日は4時)

締 切 日 毎月10日

農地農政相談日 随 時

現地調査日 毎月18日

総 会 日 毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

■議案審査の状況を公表します。

期間：令和8年1月～令和8年6月
農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

審 査 項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	2件	1件	4件	1件	3件	3件
農地法第4条(自己転用)						
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	2件			3件	1件	3件
農地中間管理事業	16件	12件	14件	13件	2件	4件
農地の現況確認証明						1件
その他(上記以外の案件)	1件	2件	1件		1件	3件

農業委員会全体研修会に参加して

農業委員 薄井 重喜

令和7年12月4日から12月5日に潮来市農業委員会の全体研修会が実施され、農業委員・農地利用最適化推進委員で参加してきました。

研修先はつくば市にある農研機構でした。つくば市の農研機構は広大な敷地面積を誇り、私たちはその中の農業環境インベントリー展示館で研修してきました。

こちらの展示館は主に3つのエリアに分かれており1つ目は土壌モノリス展示室でした。このエリアは日本各地の土壌の標本が展示されていました。

2つ目のエリアは昆虫・微生物が展示されていました。明治時代から収集・保存されているそうで見慣れている昆虫から今ではなかなか見ることができない昆虫など様々な昆虫・微生物を見る事が出来ました。

最後は肥料・煙害・放射能モニタリング展示室でした。過去に行われていた肥料の分析結果や煙害調査の資料、東日本大震災による福島第一原発事故後の農地土壌の放射線セシウム濃度分布図などが展示されていました。こちらのエリアに低カドミウム米の展示もあり、皆さん熱心に見学しているのが印象的でした。

普段見る事の出来ない貴重な資料を見学する事ができ、とても有意義な研修となりました。



イモ苗植え体験学習 — 耕作放棄地解消事業 —



農業委員会では、耕作放棄地解消に向けた取り組みとして、大生地内にある20アールの畑を再生し、毎年、地元小学生と園児を招待してイモ苗植え体験学習を開催しています。

今年は、潮来小学校一年生、あやめこども園と、新たにこひつじ園を招待し、総勢80名の参加となりました。

今回は、『シルクスweet』『紅はるか』『すずほっくり』の3種類のイモ苗を植えました。こどもたちは、最初に農業委員からイモ苗植えのやり方を教わった後、イモ苗を受け取り、割りばしを使って穴を開けて一本一本上手に植えることができました。学校間での交流を図りながら、農業の楽しさを体験できたようでした。秋には、イモ掘り体験学習を実施する予定です。秋の収穫に向けて、地元農家の方のご協力をいただきながら、農業委員会で圃場を管理してまいります。



遊休農地（荒廃農地）解消事例報告会を開催

農地利用最適化推進委員 石神 一徳

令和8年2月24日（火）に荒廃農地の優良事例を共有し、地域の農地を守るための『荒廃農地解消事例報告会』を農業委員、農地利用最適化推進委員参加のもと開催いたしました。

報告会の模様と、地域でできる具体的な取り組み事例を農委だよりの記事としてご報告します。

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足により、荒廃農地の増加が地域全体の課題となっています。

放置された農地は、病虫害や鳥獣被害の発生、防災機能の低下など、周囲の健全な農地や生活環境にも深刻な影響を及ぼします。

この様な課題を解決し、素晴らしい農地を次の世代へ引き継ぐために、農業委員、行政、地域住民が協力しなければならないと思います。

この報告会で共有された荒廃農地再生事例を参考に今後の農地の維持管理向上に向け一人一人が前向きに取り組んでいきたいと思います。

少しでも荒廃農地を発生させないためにも、皆さんで頑張りましょう。



荒廃農地再生事例

事例1



事例2



潮来市農業委員、農地利用最適化推進委員一同

農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金の3つのメリット

メリット1	メリット2	メリット3
女性に優しい	若年層には手厚い政策支援 (保険料補助)	税制面で大きな優遇
●奥様も単独で入れます ●女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします ●女性農業者の老後の安心は自分で確保 ●家族経営協定で保険料の国庫補助も	●国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え ●39歳までに加入 ●農業所得が900万円以下 ●認定農業者で青色申告等を満たせば受けられます	●支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります ●農業者年金の運用益は非課税ですので、年金原資が多くなります

【お問い合わせ先】 潮来市農業委員会
(TEL : 0299-63-1111 内線 270・272)

◆全国農業新聞◆

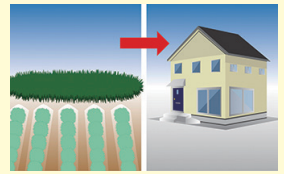
全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞です。

ぜひ、全国農業新聞から「情報という肥料」を吸収しましょう。

発行日 / 月4回金曜日 購読料 / 月900円
お申し込みは、農業委員会へご連絡ください
(TEL : 0299-63-1111 内線 270・272)

大切な農地を守るために ～農地転用のルールと手続き～



1. 農地転用とは

農地転用とは、農地を「農地以外のもの（宅地、駐車場、工場用地など）」にすることです。これには、自分名義の農地であっても、事前に農業委員会の許可を得る必要があります。無断で行うことは法律で禁止されています。（市街化区域内の農地転用は届出になります。）

2. どんな場合に許可が必要？

以下のようなケースで、農地を農地以外のものに変える際は手続きが必要です。（下記は一例です）

- ・住宅を建てる：自宅やアパートを建築するために農地を造成する場合。
- ・駐車場にする：アスファルトや砂利を敷いて、車を置くスペースにする場合。
- ・資材置き場にする：建築資材や農機具を保管する場所にする場合。
- ・太陽光発電設備を設置する：支柱を立ててパネルを設置する場合。

※一時的に資材を置く場合や、土を盛る場合でも、それが「農地以外の用途」とみなされれば対象となります。

3. 許可を得ずに行うとどうなる？（罰則）

農地法に違反して無許可で転用した場合、次のような厳しい処置がとられます。

- ・工事の中止・原状回復命令：転用した土地を、元の農地に戻すよう行政から命令が下されます。多額の費用がかかるだけでなく、造成した資材の撤去なども求められます。
- ・罰則（罰金・懲役）：命令に従わない場合や悪質な違反に対しては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）という非常に重い刑事罰が科される可能性があります。

◎皆様へのお願い

農地を転用しようとする際は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。立地条件や周辺環境によっては転用が認められない場合もあります。「自分だけなら大丈夫」「少しの間だから」といった安易な判断は、将来にわたって大きなトラブルの原因となります。

大切な農地を守り、有効に活用するために、適切な手続きをお願いいたします。

○お問合せ先 潮来市役所 農業委員会 （TEL：0299-63-1111 内線270・272）

農地利用状況調査（農地パトロール）にご協力ください

耕作放棄地や無断転用の状況を把握し、発生を防止するため、毎年1回、農地の利用状況調査（農地パトロール）を市内全域対象に実施します。

農業委員会では、令和8年度においても、9月～10月にかけて、農地パトロールを計画しています。調査の際には、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が、農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果、遊休農地を把握したときは、所有者等に対し「利用意向調査」を実施して、利用可能な農地につきましては、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積し、農地の有効利用を促進していくことになります。



農業委員会活動報告（前期分）

1月16日	農政部会・推進委員会議	5月16日	道の駅花壇整備（植栽）
19日	農地部会	5月18日	農地部会
26日	1月定例総会	5月19日	農政部会・推進委員会議
2月16日	農政部会・推進委員会議	5月25日	5月定例総会
17日	農地部会	5月29日	農地部会
24日	2月定例総会	5月30日	茨城県農業会議総会（水戸市）
3月17日	農政部会・推進委員会議		
25日	3月定例総会		
4月16日	農地部会		
17日	農政部会・推進委員会議		
24日	行方地域協議会総会（行方市）		
5月9日	道の駅花壇整備（植栽準備）		
10日	あやめ園整備		



あやめ祭り開催前に除草作業を行いました。



道の駅前の花壇に堆肥を入れ、耕起を行いました。



イモ苗植え体験学習（P3に記載）



道の駅前の花壇にニチニチソウ、サルビアなどを植え付けました。

農地中間管理事業をご存じですか？

農地の有効活用と担い手の経営安定化などを目的とした「農地中間管理事業」をご存じでしょうか。この事業は、リタイアされた農家や農地を貸したい方と、規模拡大を目指す意欲ある農業者（担い手）を橋渡しする仕組みです。

農地中間管理機構が間に入ることで、契約の手続きや農地の集約化がスムーズに行われ、貸し手は安心して農地を預けられ、借り手はまとまった農地で効率的に農業を営めます。

遊休農地の解消や地域の農業振興に不可欠な制度です。農地の貸借をご検討の方は、ぜひお気軽に農業委員会までご相談ください。地域の豊かな田園風景を次世代へつなげていきましょう。

〇お問合せ先 潮来市役所 農業委員会（TEL：0299-63-1111 内線270・272）

イノシシ注意！
近づかない
威嚇しない
静かに離れる

◆広報委員会◆

委員長 遠峰 喜久栄

委員 兼原 儀弥

委員 谷田川 雅巳

委員 鬼澤 宏一

委員 浅野 国彦

編集後記

厳しい暑さが続く季節となりました。圃場に足を運ぶと、眩しい夏の光を浴びた水稲や夏野菜が、生命あふれる姿で、ぐんぐん背丈を伸ばしています。その姿に元気をもらおう一方、日々の農作業における猛暑との戦いには、ただただ頭の下がる思いです。農業者の皆様におかれましては、こまめな水分・塩分補給を心掛け、熱中症にくれぐれもご留意ください。

農業委員になり「気付けばもう一年！」というのが率直な感想です。農地のパトリールや審議を通じて多くの学びを得た充実の一年でした。これからも潮来市の農家に寄り添い、遊休農地の解消や農業の未来づくりに微力ながら貢献したいと思っています。

さて、本号では農地転用のルールと手続き、農業に関する取り組みなど紹介しました。本誌が皆様のお役に立つ情報源になれば幸いです。引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

実りの秋に向けて、農作物が順調に生育することを願うとともに、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

広報委員 鬼澤 宏一